



地方公共団体における
P F I 事業導入の手引き
概要版



内閣府民間資金等活用事業推進室



はじめに

内閣府では、この度、地方公共団体等で P F I 事業を担当している方が P F I についての理解をさらに深め、P F I 事業を円滑に導入できるような手引きを作ることとしました。この手引きは次のような構成としております。

基礎編

P F I 事業に関する基礎的な事項を Q & A の形式により整理しています。平易な表現や図表などにより、わかりやすさを追求して作成しています。

実務編

「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府 P F I 推進委員会）」のステップ分類に基づき、P F I の実務に関する事項を Q & A の形式により整理しています。

先行事例の紹介

地方公共団体による 20 の先行事例について、ヒアリング調査により、ご担当の職員から伺うことのできた内容を整理しています。

参考資料

本手引きの参考として「P F I 関連用語集」を掲載するとともに、本手引きの作成に当たって実施した「アンケート調査結果」を掲載しています。

本書は、「地方公共団体における P F I 事業導入の手引き」の基礎編の一部を抜粋した概要版として、以下のような内容としました。

何かご不明の点がありましたら内閣府民間資金等活用事業推進室までお問い合わせください。

（03-3581-9680、内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/pfi/>）からのご意見・ご質問も可能です。）

皆様が、この概要版を今後の業務に役立てていただけることを期待いたします。

2005 年 3 月 内閣府民間資金等活用事業推進室

本書の構成

- P F I とは P F I とは何ですか？ 何を目的としていますか？
- P F I 導入による効果 P F I 導入により期待される効果は何ですか？
- 民間の活力を活用した事業方式 P F I と他の民間活力の活用手法とは何が違いますか？
- P F I の仕組み 従来の公共事業と何が違いますか？
- P F I の事業分野 どのような種類の P F I 事業が多いですか？
- P F I の補助制度 P F I 事業では国庫補助金はどうなりますか？
- P F I を進めるスケジュール P F I はどのように進めていくのですか？
- 事業範囲と事業期間 P F I の事業範囲や事業期間はどのように決めるのですか？
- V F M (Value for Money) V F M とは何ですか？
- 地域の企業の参加 地域の企業も P F I 事業を受注していますか？

「P F I とは何ですか？」

「P F I とは、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、J R や N T T のような民営化とは違います。

正式名称を、Private - Finance - Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとってP F I と呼ばれています。」

「P F I はどこで考えられたのですか？」

「P F I は、1990 年代前半に英国で生まれた手法です。官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するというP P P（Public - Private - Partnership:官民の連携）の概念から来るもので、P F I はその手法の一つです。わが国では、平成 11 年 7 月に P F I 法 が制定され、この法律に準拠したP F I 事業が実施できるようになりました。平成 12 年 3 月にP F I 事業の実施に関する基本方針が告示され、その後、P F I に関する 5 つのガイドラインが順次公表されています。」

「P F I の導入は何を目的としていますか？」

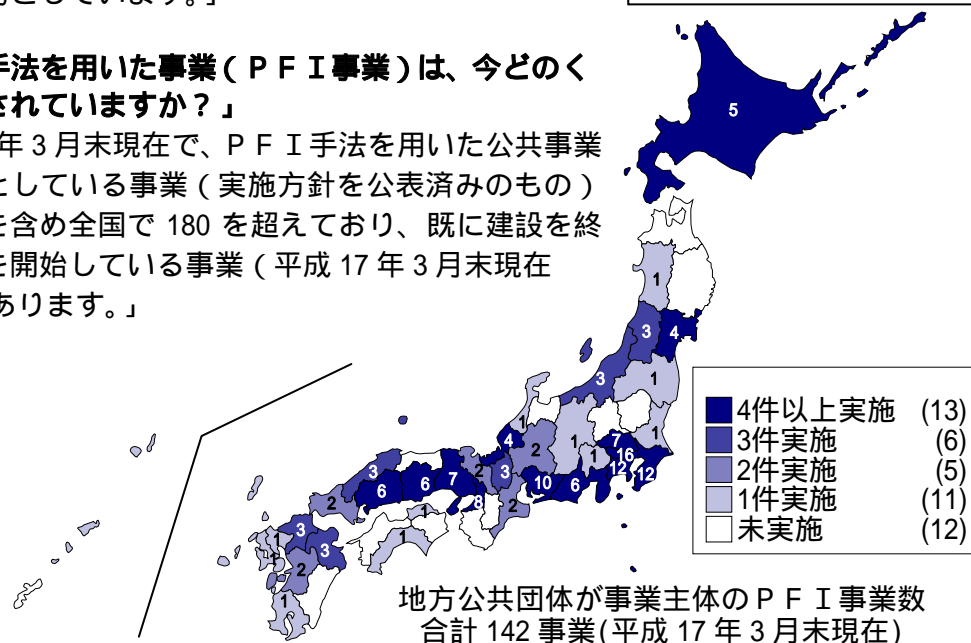
「安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的としています。」

「P F I 手法を用いた事業（P F I 事業）は、今どのくらい実施されていますか？」

「平成 17 年 3 月末現在で、P F I 手法を用いた公共事業を行おうとしている事業（実施方針を公表済みのもの）は、国等を含め全国で 180 を超えており、既に建設を終え、運営を開始している事業（平成 17 年 3 月末現在 43 件）もあります。」

キーワード

- ・公共施設等
P F I 法第 2 条で示す公共施設、公用施設、公益的施設等。
- ・P F I 法
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）のこと。
- ・基本方針
民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号）のこと。
- ・ガイドライン
P F I 事業を実施する上での実務上の指針。「実施プロセス」、「リスク分担等」、「V F M」、「契約」及び「モニタリング」に関する 5 つのガイドラインがあります。内閣府のホームページで見ることができます。



「P F I 導入によるメリットは何ですか？」

「P F I の導入によって、次のような効果が期待されます。

国民に対して、安くて質の良い公共サービスが提供されること
 公共サービスの提供における行政の関わり方が改善されること
 民間の事業機会を新たに創り、経済の活性化に貢献すること」

「何故、P F I 事業では「安くて質の良い公共サービス」が提供できるのですか？」

「P F I 事業では、設計・建設・維持管理・運営といった業務を一括で発注し、“性能を満たしていれば細かな手法は問わない”性能発注方式が採用されています。また、効率的なリスクの管理、良好な競争環境の構築などを期待することができます。これらにより、民間のノウハウを幅広く活かすことができることから、安くて質の良い公共サービスの提供を実現することができます。」

「P F I 事業では、公共事業への行政の関わり方はどう変わるのですか？」

「施設の建設や維持管理など、現場での業務をゆだねることにより、行政は、自ら専ら担う必要性の高い分野へと選択的に人的資源を集中することができることとなり、公共部門全体における効率性の向上が期待されます。」

「P F I 事業を実施すると、民間に新たな事業機会が生まれるのですか？」

「P F I 事業では、これまで行政が行ってきた業務へ民間が幅広く参加することになるため、民間にとっては新たな事業機会が創出されることとなります。」

「P F I 導入のデメリットはありませんか？」

「P F I 事業では、民間に幅広い業務を任せることになるので、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握して、管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性があります。特にニーズがめまぐるしく変わる業務（ITに関連する業務等）の導入には留意が必要です。

また、業務を任せ企業を選ぶ際には、価格だけでなく企業の持つノウハウや事業計画の内容についても評価しなければならないため、これまでと比べて事前の手続きに要する業務が増え、時間も必要となります。」



八尾市立病院維持管理・運営事業

V F M = 約 13%



市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備 P F I 事業

V F M = 約 30%



多摩地域ユース・プラザ（仮称）整備等事業

V F M = 約 11%



桑名市図書館等複合公共施設特定事業

V F M = 約 22%

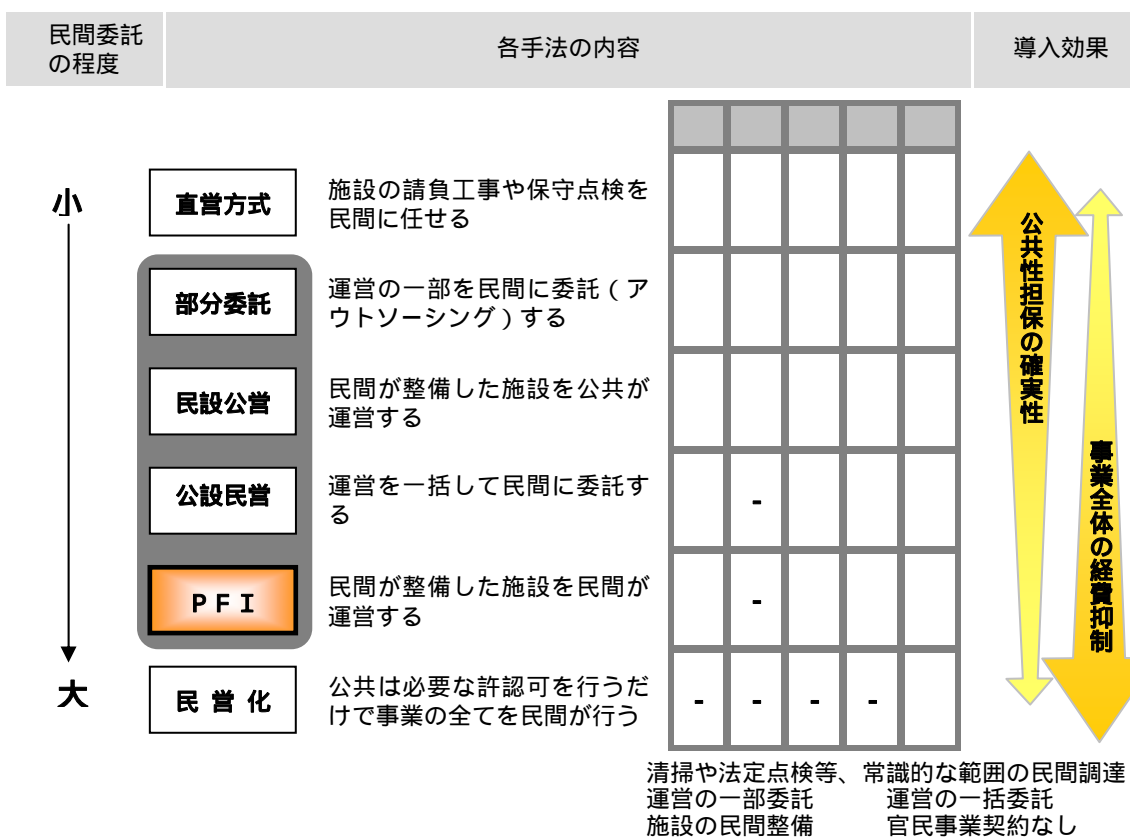
V F M : 従来の公共事業と P F I を比較した場合の総事業費の削減率 (V F M の項を参照)

民間の活力を活用した事業方式 P F I と他の民間活力の活用手法とは何が違いますか？

「P F I 以外の民間活力の活用手法は、どのようなものがありますか？」

「公共事業を行う際に、民間がもつノウハウを活用することによって、安くて質の高い公共サービスを効率的に提供する手法はP F I だけではありません。

民間のノウハウを活用するためには、民間に任せられるものは民間に任せて効率を高める必要があります。様々な民間のノウハウを活用した公共事業の実施手法に関して、事業全体のうち民間に任せる部分が占める割合・程度の大小を勘案して整理してみました。特徴や適用例についても示しました。」



PPPの範囲

P F I を包含する概念である P P P (Public Private Partnership) は官民協調による広義の事業方式であり、図中の部分委託から P F I までを含むと考えられる。

<各手法の適用例>

- 直営方式：実施設計委託、警報設備点検委託、清掃委託など
- 部分委託：企画段階での有識者活用、法律相談における弁護士、職員の給与計算など
- 民設公営：公共事務所の賃借、一括借上げ住宅、公共目的に転用可能な民間施設（駐車場、保養所）の買い取りなど
- 公設民営：温浴施設、ごみ焼却場、スポーツセンターなど
- 民営化：J R、N T T など

「従来の公共事業とP F Iの違いは何ですか？」

「施設をつくり維持管理・運営を行う場合に、従来の公共事業では設計、建設、維持管理、運営という各業務を分割し、年度ごとに発注していました。一方、P F Iでは設計、建設、維持管理、運営の全ての業務を長期の契約として一括してゆだねます。さらに、P F Iでは従来のように細かな仕様を定めるのではなく、性能発注といって“性能を満たしていれば細かな手法は問わない”発注方式により業務をゆだねます。この違いによって民間のノウハウが発揮され、P F Iのメリットが発生します。」

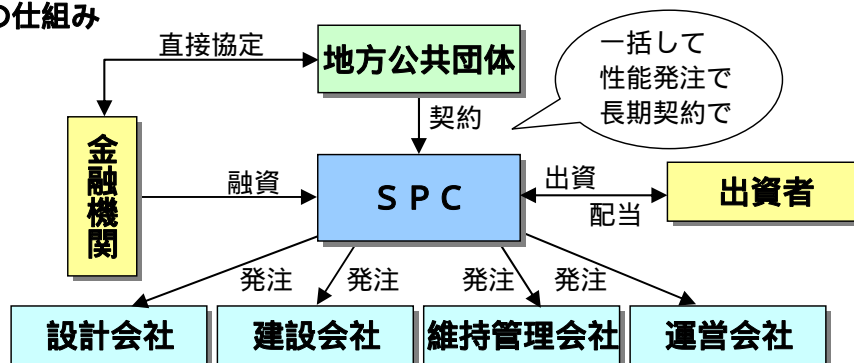
「P F Iとこれまでの公共事業とでは資金調達の面でどう違うのですか？」

「従来の公共事業では、施設の設計、建設の際に必要な費用は公的資金で対応していました。ところがP F I事業では、設計、建設に必要な資金の一部をS P Cが金融機関等から“プロジェクトファイナンス”という借入方法で調達するのが一般的です。これにより、地方公共団体は建設時期に一度に資金を支出する必要がなくなり、提供されるサービスの対価としてS P Cに資金を支払います。S P Cは地方公共団体からの支払いを受け、その収入をもって金融機関に借入金を返済します。このことを、P F I手法導入の効果の一つである財政負担の平準化効果といいます。」

「S P Cが破綻したらどうなるのですか？」

「P F Iでは従来の公共事業と違い、S P Cが業務を遂行しますが、経営力のないS P Cは破綻する可能性があります。その場合に備えて、地方公共団体と金融機関はあらかじめ“直接協定”という協定を結び、S P Cが破綻しないように監視し、破綻した場合でも最後までP F I事業が遂行されるように協議する仕組みを作ります。」

P F Iの仕組み



キーワード

- ・資金調達
資金調達とは資金を仕入れることです。従来型の公共事業では、起債や補助金、独自財源という方法で資金を調達しました。P F Iでは、S P Cが金融機関から借り入れて建設等に必要な資金の一部を調達します。
- ・S P C
Special Purpose Company(特別目的会社)の略で、特定の事業を遂行することのみを目的として設立する会社を指します。
- ・プロジェクトファイナンス
企業の信用力に頼らず、事業が生み出す収益力を担保に融資を受ける資金調達手法です。
- ・直接協定(ダイレクトアグリーメント：DA)
民間事業者に融資する金融機関と地方公共団体が締結する協定です。P F I事業が円滑に進まなくなった場合に、金融機関が事業に介入する権利等について定めます。

P F I の事業分野

どのような種類の P F I 事業が多いですか？

「どのような種類の P F I 事業が多いですか？」

「全国で 180 を超える P F I 事業(平成 17 年 3 月末現在)が行われています。そのうち、地方公共団体が事業主体のものは約 140、国等が事業主体のものは約 40 です。地方公共団体が事業主体の P F I 事業では、小中学校・給食センター等の「教育と文化」に係る事業及び廃棄物処理施設・余熱利用施設・病院等の「健康と環境」に係る事業が最も多くなっています。」

P F I 事業の施設分類 (事業主体が地方公共団体のもの 計 142 事業 平成 17 年 3 月末現在)

大項目	小項目	件数
教育と文化	小中学校	6
	高校	4
	社会体育施設	4
	給食センター	6
	文教その他	5
	公民館・市民ホール等	1
	図書館	2
	美術館	1
	文化交流施設	1
文化その他	4	
小 計		34
生活と福祉	老人福祉施設	10
	老人その他	2
小 計		12
健康と環境	病院	5
	衛生試験場	1
	廃棄物処理施設	11
	余熱利用施設	6
	上水道施設	5
	斎場	4
	浄化槽	2
小 計		34
産業	卸売市場	1
	農業その他	1
	漁港	1
	インキュベーションセンター	1
観光施設	4	
小 計		8
まちづくり	駐車場・駐輪場	5
	都市公園	4
	自然公園	1
	下水道施設	4
	港湾施設	3
	公営住宅	3
	市街地再開発事業	1
	土地区画整理事業	1
小 計		22
あんしん	警察施設	3
	消防施設	1
小 計		4
庁舎と宿舍	事務庁舎	4
	宿舍	1
小 計		5
その他	複合施設	22
	道の駅	1
小 計		23

第 1 位 廃棄物処理施設 11 件
大館周辺広域市町村組合(秋田県)、岡山県倉敷市、愛知県田原町等、北海道留辺蘂町等、埼玉県、静岡県長泉町 等

第 2 位 老人福祉施設 10 件
東京都杉並区、東京都中央区、新潟県長岡市、千葉県市川市、愛知県高浜市、新潟県 等

第 3 位 小中学校 6 件
千葉縣市川市、東京都調布市、三重県四日市市、宮城県古川市、神奈川県横浜市、愛知県東郷町

第 3 位 給食センター 6 件
島根県八雲村、千葉県千葉市、山形県上山市、千葉県浦安市、岐阜県可児市、佐賀県伊万里市

第 3 位 余熱利用施設 6 件
福岡県福岡市、岡山県岡山市(2 件)、宮城県仙台市、千葉縣市川市、愛知県豊橋市

参考：国等が事業主体の事業

大項目	小項目	件数
教育と文化	大学・高専	24
	試験研究機関	1
	文化その他	1
小 計		26
まちづくり	駐車場	1
小 計		1
あんしん	警察施設	1
	行刑施設	1
小 計		2
庁舎と宿舍	事務庁舎	7
	宿舍	11
小 計		18

「P F I 事業では国庫補助金はどうなりますか？」

「基本方針では、『P F I 事業に対する財政上の支援については、本来公共施設等の管理者等が受けとることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること』とされています。」

「従来の公共事業と同じように補助金は交付されますか？」

「所管する各省庁でP F I 事業に対する補助金交付の可否を検討し、その結果のまとめを内閣府から公表しています。」

「どのようなものに補助金が交付されるのですか？」

『地方公共団体がP F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について』（平成16年6月）によれば、事業方式（B T O、B O T等）や施設の種類によって違いがあります。

なお、平成17年3月の内閣府調査では、B T O方式の補助対象が全体の90%、B O T方式の補助対象が69%となっています。」

「P F I 事業では、地方交付税はどうなるのでしょうか。」

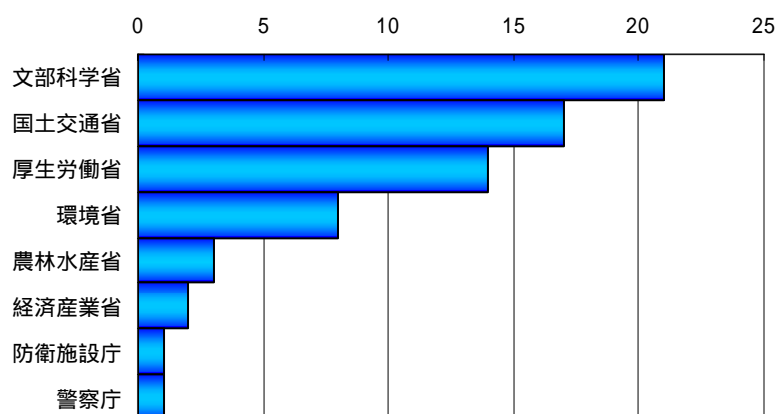
「P F I 事業に対する地方交付税措置は、平成12年3月29日付自治省財政局長通知で示されており、基本的には従来の公共事業と同様に取り扱われています。」

キーワード

- ・補助金交付の可否
「地方公共団体がP F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」（平成16年6月）
内閣府ホームページで見ることができます。

国庫補助金の交付が予定されている事業件数

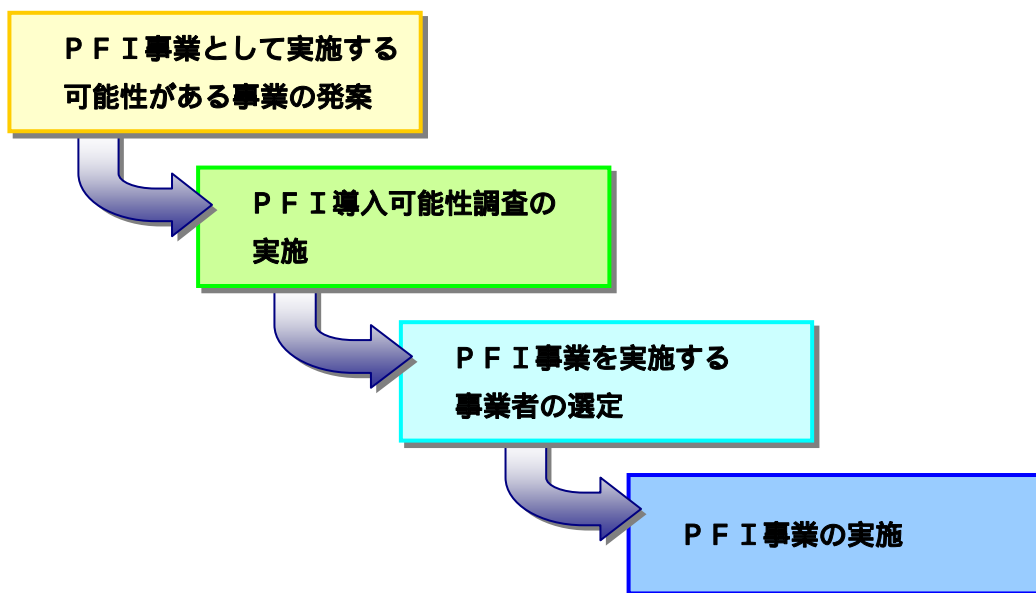
（平成17年3月現在、P F I 事業の公表資料から集計）



関係省庁	主な対象施設
文部科学省	小中学校、給食センター
国土交通省	住宅、公園、下水道施設
厚生労働省	ケアハウス、病院関連
環境省	廃棄物処理施設

「P F Iはどのような手順で実施されますか？」

「P F I事業は、P F I事業として実施する可能性がある事業の発案、P F I導入可能性調査の実施、P F I事業を実施する事業者の選定、P F I事業の実施、の手順で実施されます。」



「P F I事業として実施するきっかけはどのようなものでしょうか？」

「首長や幹部の判断で発案されるケース、あらかじめ地方公共団体が作成したP F I導入に関する指針(ガイドライン)に従ってP F I導入可能性調査の対象となるケース、事業担当課が事業化に関する検討を行う過程において、担当者や財政当局が発案するケース、民間事業者から発案されて対象となるケース、が考えられます。」

「発案された段階で準備することはありますか？」

「P F I事業として実施する事業が発案されると、その事業をP F I事業として導入する可能性を調査・検討することとなります。まずは、庁内で調査・検討を進める体制を整えることから始めます。続いて、対象となる事業でP F I手法により実施された先事例に関する情報を収集することが考えられます。」

キーワード

- ・地方公共団体が作成したP F I導入に関する指針
都道府県・市町村が独自で定めるP F I導入に関する指針です。P F Iの導入に関する手続き、対象となる事業等が示されています。
- ・導入可能性調査
P F I事業として実施することが可能かどうか検討する調査。事業方式、事業範囲、事業期間等を設定し、V F Mシミュレーション(V F Mの項を参照)の算定、民間事業者へのヒアリング等を行います。

【事業範囲】

「P F I 事業では、どのような業務を民間にゆだねるのですか？」

「従来は地方公共団体が行っていた設計・建設・維持管理・運營業務をゆだねます。業務内容は事業によって様々です。」

「例えば、運營業務の一部をゆだねることはできますか？」

「できます。地方公共団体の判断によります。基本的にはまとめて業務をゆだねた方がメリットを期待できますが、地方公共団体の施策や利用度のニーズに変動が予想され、柔軟性が求められたり、技術革新により長期委託が適当でない場合は、その業務は委託範囲を含めずに地方公共団体が直営で行い、その他を民間にゆだねる等の調整ができます。」

「民間にゆだねることができない業務はありますか？」

「法律で地方公共団体にしかできない職務等は、民間にゆだねることが困難です。各省庁の P F I 事業範囲の考え方については内閣府のホームページ (<http://www8.cao.go.jp/pfi/>) からダウンロードできます。」

「P F I 事業の業務範囲はどうやって決めるのですか？」

「P F I 導入可能性調査の中で検討されます。従来の公共事業で民間に委託している業務や、類似施設の先行事例で P F I の事業範囲としている業務などを参考にしてみてください。“コストダウンできるか” “民間がやった方が効率的か” という視点で民間にゆだねるかどうかが判断してみてもいいかもしれません。」

【事業期間】

「P F I 事業の事業期間はどのように決めるのでしょうか？」

「P F I 導入可能性調査の中で検討されます。P F I 事業とした場合の毎年の支払額（サービス対価）等から総合的に判断します。」

「毎年の支払額と事業期間はどのような関係があるのでしょうか？」

「P F I 事業では、支払額の平準化が可能となるため、事業期間が長いほど毎年の支払額は小さくなります。ただし、支払額を平準化して分割払とした場合には、金利分の財政負担が発生します。」

「P F I 事業の事業期間とはどのくらいなのでしょう？」

「先行事例における事業期間は 7～30 年程度です。」

「事業期間を設定する際、他に考慮することはありますか？」

「P F I 事業は事業を開始する時に想定される全ての取り決めを契約にし、民間事業者もその取り決めを前提に参画するため、事業期間中にゆだねる業務内容を変えることは容易ではありません。事業期間が長期になる場合、事業期間中に業務内容が大幅に変更する可能性がないか検討しましょう。」

キーワード

- ・各省庁の P F I 事業範囲の考え方
- 「公共施設等の整備において民間事業者の行い得る業務範囲について」(平成 16 年 6 月 内閣府民間資金等活用事業推進室)

「V F Mとはどのようなものですか？」

「V F MはP F I事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。従来の方式と比べてP F Iの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。」

「V F Mはいつ計算するのでしょうか？」

「V F M算定はP F I導入可能性の検討段階で計算する“シミュレーションのV F M”と落札者が決まってから計算する“実際のV F M”と2種類あります。“シミュレーションのV F M”とは、P F I事業として行うかどうかを判断するための予測の計算で、特定事業の選定時に公表します。一方、“実際のV F M”は落札者の提案内容から算定します。」

「V F Mは何%以上出ればいいのか？」

「V F Mの実績は10%台が多いようですが、何%以上出ればよいという決まりはなく、先行事例の(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業(仙台市)のように、P F I導入による定量的な評価だけで判断せず、定性的なメリットを高く評価して、総合的にV F Mが出ると判断し、P F I事業とした例もあります。P F I導入可能性調査で、P F I事業で行うかどうかを判断する際には、定量的な評価だけでなく、P F Iとした場合のメリット・デメリットを総合的に考えてV F Mが出るかどうか判断します。」

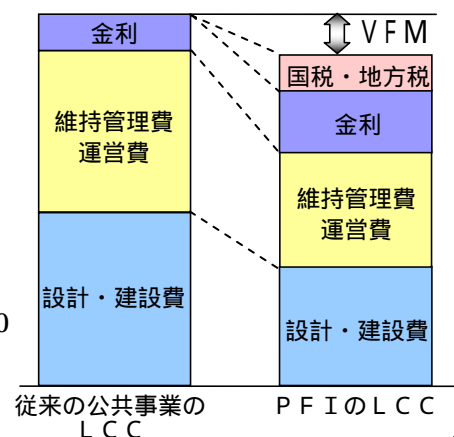
「高いV F Mを達成するためにはどうすればいいのか？」

「高いV F Mを達成する要素は様々ありますが、民間のノウハウを活かしやすい環境条件を整えることが高いV F Mを生むと考えられます。また、応募者が多数ある事業は競争が働きコストダウンにつながるといえます。」

「V F Mはどうやって算出するのでしょうか？」

「次の計算式で計算します。ただし、現在価値化した値を使ってV F Mを計算します。」

$$\text{VFM} = \frac{\text{従来の公共事業のLCC} - \text{PFIのLCC}}{\text{従来の公共事業のLCC}} \times 100 \quad (\%)$$



キーワード

- ・ V F M
P F Iで行った場合、従来の公共事業から比べて何%をコストダウンできたかを示す割合のことです。両者のLCCで比較します。
- ・ LCC(ライフサイクルコスト)
設計・建設費と事業期間中の維持管理費・運營業務等、事業に関わる全ての費用をいいます。
- ・ 特定事業の選定
P F I法第6条に基づき行います。P F I事業として実施することが適当であると評価した旨を公表します。
- ・ 現在価値化
例えば金利が5%の場合、今日の100円は1年後の105円と同じ価値であるという考えをもとに、将来の金額を現在の価値に置き換えることです。

地域の企業の参加

地域の企業もPFI事業を受注していますか？

「PFI事業といえば、大企業しか受注できないというイメージがありますが、実際はどうですか？」

「地域の企業も積極的に参加しています。下段に事例を紹介しています。」

「地域の企業はどのような形で参加していますか？」

「応募グループの代表企業として、構成員として、協力企業として参加しています。」

「地域の企業だけで参加した事例はありますか？」

「下段に事例を紹介しています。」

「地方公共団体は地域の企業に対して何らかの配慮をしているのでしょうか？」

「民間事業者の選定においては公平性を担保することが必要です。なお、先行事例である山陽町新型ケアハウス整備事業では、県内の実績を応募企業の資格要件としていますので、次に紹介します。」

～先行事例ヒアリングより～（山陽町新型ケアハウス整備事業）
代表企業は「高齢者介護サービス事業の運営実績を山口県内で有する介護事業者」であることを応募の資格要件としました。これに対し、応募する民間事業者が減少するのではという懸念もありましたが、本事業の実施には地域事情に精通し、かつ、運営段階での迅速な対応能力が不可欠であると考えました。

キーワード

- ・応募グループ
複数の企業から構成される企業連合体。PFI事業の場合、連合体として応募する場合があります。
- ・代表企業
応募グループの代表者。募集の際に、「代表企業はSPCに対して出資を行うこと」と規定される場合があります。
- ・構成員
SPCへ出資し、応募グループを構成する企業を指す場合があります。
- ・協力企業
SPCへの出資を伴わず、構成員から業務を受託する企業を指す場合があります。

地域の企業が参加しているPFI事業の事例

事業名	参加グループ				
	代表企業	構成員			
とがやま温泉施設整備事業(養父市)	北居設計	但南建設			
(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業	仙建工業	コナミスポーツ	奥田建設	後藤工業	佐々良建設
		橋本	深松組	ユアテック	INA 新建築研究所
		合人社計画研究所	ゼクタ		
鯖江市地域交流センター・特定公共賃貸住宅整備等PFI事業(鯖江市)	木原建設	大建設計	武生商業開発	アイビックス	
PFIによる県営住宅鈴川団地整備移転建替等事業(山形県)	山形建設	本間利雄設計事務所	山形ナショナル電機		
長野市温泉地区温泉利用施設整備等PFI事業(長野市)	滝澤建設	日本道路	エーシーエ設計	竹村製作所	つくばアクアライフ研究所
		スポーツメディア			
尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業(兵庫県)	近畿菱重興産	ヤマハ発動機			
道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業(北海道)	清水建設	東急コミュニティー	小学館プロダクション	宮坂建設工業	
八雲村学校給食センター施設整備事業(八雲村)	大成建設	松江土建			
稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業(稚内市)	大林組	開発工営社	石塚建設興業	環境衛生工業	

：地域の企業 上の表ではPFI事業が実施される都道府県内に本社がある企業と定義しました。

メモ欄

P F I に関する問合せ先

P F I に関する問合せ等については、下記連絡先へお尋ねください。

内閣府 民間資金等活用事業推進室（P F I 推進室）

TEL : 03-3581-9680 ~ 9681 FAX : 03-3581-9682

なお、各省庁に個別にお問い合わせ等される場合は、下記の関係省庁窓口にご連絡ください。

警察庁長官官房会計課	TEL:03-3581-0141(代)	FAX:03-3581-0633
防衛庁長官官房施設課	TEL:03-3268-3111(代)	FAX:03-5229-2132
金融庁総務企画局総務課管理室	TEL:03-3506-6280	FAX:03-3506-6144
総務省自治行政局地域振興課	TEL:03-5253-5533	FAX:03-5253-5537
公正取引委員会事務総局官房総務課	TEL:03-3581-3574	FAX:03-3581-1963
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	TEL:03-3592-7007	FAX:03-3592-7009
外務省大臣官房在外公館課	TEL:03-3580-3311(代)	FAX:03-6402-2719
財務省理財局国有財産企画課	TEL:03-3581-2041	FAX:03-5251-2130
文部科学省大臣官房政策課	TEL:03-5253-4111(代)	FAX:03-3581-4598
厚生労働省社会保障担当参事官室	TEL:03-3595-2159	FAX:03-3595-2158
農林水産省大臣官房企画評価課	TEL:03-3502-8111(代)	FAX:03-3592-7695
経済産業省経済産業政策局産業施設課	TEL:03-3501-1677	FAX:03-3501-6270
国土交通省総合政策局政策課	TEL:03-5253-8111(代)	FAX:03-5253-1548
環境省大臣官房政策評価広報課	TEL:03-5521-8326	FAX:03-3591-5939

地方公共団体（都道府県）のお問い合わせ先

平成 17 年 3 月 31 日

都道府県	部署	TEL	FAX
北海道	企画振興部計画室	011-231-4111 (23-736)	011-232-8924
青森県	総務部行政経営推進室	017-734-9107	017-734-8032
岩手県	総合政策室経営評価課（行政経営） 地域振興部市町村課	019-629-5186 019-629-5234	019-629-5189 019-629-5244
宮城県	企画部企画総務課	022-211-2414	022-211-2499
秋田県	知事公室総務課	-	018-860-1056
山形県	総務部総合政策室政策企画課 総務部市町村課	023-630-2680 023-630-2077	023-630-3082 023-630-2130
福島県	企画調整部地域政策グループ 総務部市町村領域市町村財政グループ	024-521-7119 024-521-7059	024-521-7912 024-521-7904
茨城県	総務部行財政改革・地方分権推進室 総務部市町村課	029-301-2211 029-301-2472	029-301-2219 029-301-2489
栃木県	総務部行政改革推進室 総務部市町村課	028-623-2225 028-623-2113	028-623-2228 028-623-3924
群馬県	総務局市町村課	027-226-2212	027-243-2205
埼玉県	総合政策部改革政策局 総合政策部市町村課	048-830-2145 048-830-2698	048-830-4712 048-830-4739

都道府県	部署	TEL	FAX
千葉県	総合企画部企画調整課	043-223-2204	043-225-4467
東京都	財務局経理部総務課	03-5388-2618	03-5388-1275
神奈川県	総務部財産企画班 企画部市町村課	045-210-2514 045-210-3169	045-210-8811 045-210-8822
新潟県	総務部新行政推進室	025-280-5030	025-280-5075
富山県	知事政策室	076-444-9608	076-444-3473
石川県	総務部行政経営課	076-225-1246	076-225-1244
福井県	総務部財産活用課	0776-20-0251	0776-20-0628
山梨県	企画部新行政システム課 総務部市町村課	055-223-1738 055-223-1423	055-223-1776 055-223-1428
長野県	経営戦略局公共事業改革チーム	026-235-7027	026-232-2637
岐阜県	基盤整備部企画管理課	058-272-1111 (3638)	058-276-4804
静岡県	総務部財産管理室	054-221-2122	054-221-2854
愛知県	企画振興部企画課	052-954-6089	052-971-4728
三重県	総合企画局特定政策室 地域振興部市町村行政室	059-224-2642 059-224-2173	059-224-2069 059-224-2219
滋賀県	政策調整部企画調整課	077-528-3318	077-528-4830
京都府	出納管理局資産活用プロジェクト	075-414-5433	075-414-5424
大阪府	企画調整部企画室 総務部市町村課	06-6944-6118 06-6944-6600	06-6944-6207 06-6944-6099
兵庫県	企画管理部企画調整局新行政担当 企画管理部企画調整局市町村振興課	078-341-7711 (2295) 078-362-3096	078-362-9478 078-362-3907
奈良県	総務部行政経営課	0742-22-8358	0742-26-0457
和歌山県	企画部企画総務課 総務部総務管理局市町村課	073-441-2334 073-441-2191	073-422-1812 073-423-2427
鳥取県	企画部企画振興課	0857-26-7171	0857-26-7127
島根県	政策企画局政策企画監室	0852-22-5090	0852-22-6034
岡山県	総務部人事課行政改革推進室 企画振興部市町村課	086-226-7216 086-226-7274	086-224-6643 086-212-0151
広島県	総務企画部政策企画局	082-513-2415	082-212-4025
山口県	総合政策局政策企画課 地域振興部地域政策課	083-933-2516 083-933-2549	083-933-2088 083-933-2539
徳島県	企画総務部総合政策局	088-621-2116	088-621-2830
香川県	政策部政策課 政策部自治振興課	087-831-1111 (2121) 087-832-3092	087-862-7314 087-831-4350
愛媛県	総務部新行政推進局行政システム改革課	089-912-2226	089-932-2750
高知県	企画振興部企画調整課	088-823-9334	088-823-9255
福岡県	企画振興部企画調整課 総務部地方課	092-643-3158 092-643-3075	092-643-3160 092-643-3078
佐賀県	農林水産商工本部企画・経営グループ	0952-25-7092	0952-25-7270
長崎県	政策調整局政策企画課	095-826-6067	095-826-7047
熊本県	総合政策局企画課	096-384-1591	096-382-4066
大分県	企画振興部企画調整課 総務部地方行政局	097-536-1111 (2028) 097-535-2061	097-534-2142
宮崎県	総合政策本部総合政策課	0985-26-7115	0985-26-7331
鹿児島県	企画部企画調整課 総務部地方課	099-286-2349 099-286-2231	099-286-5525 099-286-5518
沖縄県	企画部企画調整課	098-866-2026	098-866-2351

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）
〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎4号館6階
TEL：03-3581-9680 FAX：03-3581-9682

内閣府・PFI推進委員会では、PFIに関するインターネットホームページで情報提供等を行っています。

ホームページURL <http://www8.cao.go.jp/pfi/>